ホ　特定多国籍企業グループ等の親会社等（最終親会社等、中間親会社等（法第八十二条第十一号に規定する中間親会社等をいう。次号において同じ。）又は被部分保有親会社等（同条第十二号に規定する被部分保有親会社等をいう。次号において同じ。）をいう。(2)において同じ。）が有する構成会社等又は共同支配会社等に係る国際最低課税額（法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。同号において同じ。）及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(1)　当該構成会社等又は共同支配会社等の法第八十二条の二第一項に規定する会社等別国際最低課税額

(2)　当該親会社等の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る法第八十二条の二第一項第一号イ若しくはロ若しくは第二号イからニまで又は第三号イ若しくはロ若しくは第四号イ若しくはロの規定によりこれらの規定に規定する会社等別国際最低課税額に乗ずべき割合

(3)　(1)及び(2)に掲げる事項の計算の基礎となるべき事項

ヘ　その他参考となるべき事項

二　中間親会社等（令第百五十五条の三十七第一項各号（帰属割合の計算等）（同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げるもの及び次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）又は被部分保有親会社等（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合における当該被部分保有親会社等及び次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）　前号に定める事項（当該中間親会社等又は被部分保有親会社等の国際最低課税額の計算に必要な部分に限る。）

三　指定提供内国法人（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等以外のいずれか一の構成会社等である内国法人で、当該特定多国籍企業グループ等の法第百五十条の三第一項の規定により提供する事項に相当する事項を当該内国法人の納税地の所轄税務署長に提供するものとして当該最終親会社等が指定したものをいう。ロにおいて同じ。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　財務大臣と特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の権限ある当局との間に適格当局間合意（令第二百十二条第三項第二号（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）中「第百五十条の三第三項」とあるのを「第百五十条の三第一項」と読み替えた場合における同号に規定する適格当局間合意をいう。ロにおいて同じ。）がある場合　第一号に定める事項

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該指定提供内国法人に係る前号に定める事項及び財務大臣との間に適格当局間合意がある権限ある当局の国又は地域における当該特定多国籍企業グループ等に係る同号に定める事項に相当する事項

7　次の各号に掲げる規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　法第八十二条の二第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定　同条第六項の所在地国（同項の規定の適用に係る無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等）に係る前項第一号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税の額及びその計算の基礎となるべき事項

ロ　その他参考となるべき事項

二　法第八十二条の二第七項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は同条第八項の規定　同条第七項又は第八項の所在地国に係る前項第一号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ　法第八十二条の二第七項又は第八項の規定の適用に関する事項

ロ　前項第一号ハに規定する法第八十二条の二第二項第一号から第三号まで又は第四項第一号から第三号までに定める金額

ハ　前項第一号ハ(3)に掲げる金額及びその計算の基礎となるべき事項

ニ　前項第一号ハ(4)に掲げる金額

ホ　前項第一号ホに掲げる事項

ヘ　その他参考となるべき事項

別表二十二の(一)中「樹木採取権」の下に「、漁港水面施設運営権」を加え、「、原子力発電施設解体準備金」及び「、再投資等準備金」を削り、同表の(二)中「、原子力発電施設解体準備金積立額」及び「、再投資等準備金積立額」を削る。

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第一号中「新規則」を「外国税額控除等（新規則」に、「の適用を」を「をいう。以下この条において同じ。）の適用を」に改め、同条第三項中「、新法」を「、自国内最低課税額に係る税（新法」に、「の額（」を「をいう。以下この条において同じ。）の額（」に、「が新法」を「が無国籍会社等（新法」に、「である」を「をいう。以下この条において同じ。）である」に改め、同条に次の一項を加える。

4　各対象会計年度において、前項の外国関係会社等が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該対象会計年度に係る第二項に規定する特定国別実効税率は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　当該対象会計年度において当該外国関係会社等が新法第八十二条の二第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合　自国内最低課税額に係る税に関する法令における当該外国関係会社等に係る同条第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)に規定する国別実効税率（当該外国関係会社等が無国籍会社等である場合にあつては、同条第二項第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）に相当する割合（当該外国関係会社等に対して課される自国内最低課税額に係る税の額がある場合において、当該額につき親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受けることができるときは、当該外国関係会社等の調整後対象租税額（新法第八十二条第三十号に規定する調整後対象租税額をいう。以下同じ。）に当該額が含まれるものとして合理的な方法により計算した当該割合）